

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		違反車両の通行中止等の措置命令
根拠法令及び条項		道路法第47条の4第1項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 (限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等) 第四十七条の四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)